

平成28年5月31日

居宅介護支援事業所 御中

東郷町福祉部長寿介護課

総合事業にかかる介護予防ケアマネジメントの東郷町地域包括支援センターからの委託について（通知）

平素は本町介護保険業務にご理解を頂き、ありがとうございます。

さて、平成28年5月26日の説明会でお伝えしました内容及び、後日メール又はFAXでお送りしました詳細内容について、下記のとおり変更させていただきます。

説明会でお話ししたばかりで訂正となり、皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひします。

なお、変更内容への詳細対応については、東郷町地域包括支援センターが随時行いますので、よろしくお願ひします。

記

1 地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への業務委託について

現在委託をしている利用者については、そのまま継続してご担当をお願いします。

ただし、訪問型サービスのうち基準緩和訪問型サービスA（委託）及び通所型サービスのうち基準緩和通所型サービスCの利用を希望される方については、東郷町地域包括支援センターへお戻しくたさい。

⇒説明会等では、更新により総合事業に切り替わる方が訪問型サービス又は通所型サービスを利用している場合、3か月間東郷町地域包括支援センターが担当した後、再度委託を可とする、と説明しました。

2 業務委託の継続に係る介護予防ケアマネジメント費の請求について

東郷町地域包括支援センターから、請求のための電子様式をお渡しします。

各事業所ごとにその電子様式を利用し、東郷町地域包括支援センターに、ご報告ください。

⇒3か月間は委託を戻していただく予定でしたので、7月早々にお渡しすることはないと判断し、説明しませんでした。

7月以降、該当の事業所から順にご説明を兼ねてお渡しすることになります。

【問合せ】 東郷町地域包括支援センター （電話）0561-38-8551

【担当】 東郷町 長寿介護課介護保険係（電話）0561-38-3111